

次期「彦根市子ども・若者プラン」策定業務内容

1 次期計画の内容等

次期「彦根市子ども・若者プラン」は次の事項について定める

- ア 現行の彦根市子ども・若者プランおよび彦根市子どもの貧困対策計画の後継計画
- イ 子ども・子育て支援法第 61 条規定「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ウ 子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項規定「市町村子ども・若者計画」
- エ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条規定「子どもの貧困対策計画」
- オ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条規定「母子家庭及び寡婦自立促進計画」
- カ 母子保健法に基づく「母子保健計画」(平成 36 年度までの計画の中間評価)

2 計画期間 : 令和 2 年度(2020 年度) ~ 令和 6 年度(2024 年度) ※5 ヶ年

3 次期計画策定業務

(1)量の見込等

調査結果に基づく必要な「子ども・子育て支援サービス等(子ども・若者育成支援含む)」および「子どもの貧困対策にかかる施策」とそれらの分量の整理

- ア 保育ニーズ量の算出 「量の見込み」「確保方策」
- イ 地域子ども・子育て支援事業量の算出 「量の見込み」「確保方策」
- ウ 彦根市に特に必要となる施策の事業量の算出
- エ 教育・保育等の見込量の推計

(2)方向性・方策

- ア 彦根市の子育て支援の基本的方向性
- イ 幼保一元化を推進するための方策
- ウ 地域子ども・子育て支援事業を推進するための方策
- エ 子ども・若者支援事業を推進するための方策
- オ 彦根市の子どもの貧困対策の基本的方向性
- カ 子どもの貧困対策を推進するための方策
- キ 彦根市に特に必要となる「子ども・子育て支援施策」および「子どもの貧困対策」があれば、その推進のための方策
- ク ニーズ調査を踏まえた区域設定および提供体制の方策
- ケ 計画実現に向けた施策の方策

4 注意点

次期「彦根市子ども・若者プラン」の策定に当たっては、現行の「彦根市子ども・若者プラン」および「彦根市子どもの貧困対策計画」の内容を基礎とし、平成 30 年度に実施したニーズ調査等(実態調査・資源量調査を含む。)の結果を精緻に分析し、子ども・子育て支援新制度や社会情勢の変化を踏まえるとともに、国の策定する基本指針等(子ども・子育て支援法第 60 条「基本指針」、子ども・若者育成支援推進法第 8 条「子ども・若者育成支援推進大綱」、母子及び寡婦福祉法第 11 条「基本方針」等)に即したものとする。